

令和4年度滋賀県新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関
および重点医療機関等設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関等において、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、（1）感染症外来医療機関等の設備整備に要する経費について補助することにより、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図る（2）滋賀県内の新型コロナウイルス感染症患者に対し使用する必要な設備整備を行うことにより、適切な入院医療提供体制を確保する（3）発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診察できるよう、救急・周産期・小児医療の体制を確保することを目的とする。

(補助の対象)

第3条 この補助金の対象は次のとおりとする。なお、この補助事業における対象経費は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに納品され、整備が完了した設備等に要した費用に限る。

- （1）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関が行う設備整備事業
- （2）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
重点医療機関および新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関（以下、「重点医療機関等」という。）が行う高度医療向けの設備の整備事業
- （3）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入医療機関が行う設備整備事業

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額を比較して少ない方の額を選定する。

2 前項により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

1. 事業区分	2. 対象経費	3. 基準額	4. 補助率
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	<p>次の設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料および賃借料、備品購入費</p> <p>(1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品（消耗品）および備品購入費</p> <p>(2) 人工呼吸器および付帯する備品</p> <p>(3) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)</p> <p>(4) 簡易陰圧装置</p> <p>(5) 簡易ベッド</p> <p>(6) 対外式膜型人工肺および付帯する備品</p> <p>(7) 簡易病室および付帯する備品</p> <p>※簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p>	<p>(1) 初度設備費 1床当たり 133,000円</p> <p>(2) 人工呼吸器および付帯する備品 1台当たり 5,000,000円</p> <p>(3) 個人防護具 1人当たり 3,600円</p> <p>(4) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円</p> <p>(5) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円</p> <p>(6) 体外式膜型人工肺および付帯する備品 1台当たり 21,000,000円</p> <p>(7) 簡易病室および付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	10/10
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	<p>次の設備を購入するために必要な設備にかかる使用料および賃借料、備品購入費</p> <p>(1) 超音波画像診断装置</p> <p>(2) 血液浄化装置</p> <p>(3) 気管支鏡</p> <p>(4) CT撮影装置等（画像診</p>	<p>(1) 超音波画像診断装置 1台あたり 11,000,000円</p> <p>(2) 血液浄化装置 1台あたり 6,600,000円</p> <p>(3) 気管支鏡</p>	10/10

	<p>断支援プログラム含む)</p> <p>(5) 生体情報モニタ</p> <p>(6) 分娩監視装置</p> <p>(7) 新生児モニタ</p> <p>※ 新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。</p>	<p>1台あたり 5,500,000円</p> <p>(4) CT撮影装置等(画像診断支援プログラム含む)</p> <p>1台あたり 66,000,000円</p> <p>(5) 生体情報モニタ</p> <p>1台あたり 1,100,000円</p> <p>(6) 分娩監視装置</p> <p>1台あたり 2,200,000円</p> <p>(7) 新生児モニタ</p> <p>1台あたり 1,100,000円</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>次の設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)、使用料および賃借料、備品購入費</p> <p>(1) 新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)および備品購入費</p> <p>(2) 個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)</p> <p>(3) 簡易陰圧装置</p> <p>(4) 簡易ベッド</p> <p>(5) 簡易診療室および付帯する備品</p> <p>(6) HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)</p> <p>(7) HEPA フィルター付パーテーション</p> <p>(8) 消毒経費</p> <p>(9) 救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品</p> <p>(10) 周産期医療又は小児医</p>	<p>(1) 初度設備費</p> <p>1床当たり 133,000円</p> <p>(2) 個人防護具</p> <p>1人当たり 3,600円</p> <p>(3) 簡易陰圧装置</p> <p>1床当たり 4,320,000円</p> <p>(4) 簡易ベッド</p> <p>1台当たり 51,400円</p> <p>(5) 簡易診療室および付帯する備品 実費相当額</p> <p>(6) HEPA フィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)</p> <p>1施設当たり 905,000円</p> <p>(7) HEPA フィルター付パーテーション</p> <p>1台当たり 205,000円</p> <p>(8) 消毒経費 実費相当額</p> <p>(9) 救急医療を担う医療機関において、新型コロ</p>	<p>10/10</p>

	<p>療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器</p> <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>	<p>ナウウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品</p> <p>1 施設当たり 300,000円</p> <p>(10) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器</p> <p>1 台あたり 1,500,000円</p>	
--	---	--	--

(交付申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条に規定する補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記様式第1号）を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するにあたっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または当該計画の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の実施により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しまたは廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収

入の全部または一部を県に納付させることがある。

- (6) 補助事業の実施により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別記様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

(実績報告等)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、その完了または終了した日から1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（別記様式第3号）を、同報告書に記載する関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(概算払)

第10条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第5号による交付請求書（概算払）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 1 1 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく変更申請、第 8 条の規定に基づく実績報告、第 9 条の規定に基づく報告および第 1 0 条の規定に基づく概算払の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第 1 2 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 8 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(検査)

第 1 3 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(付則)

この要綱は、令和 4 年 6 月 17 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降の事業に適用する。